

鳥取市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 2 1 号

鳥取市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市職員退職手当支給条例施行規則（平成 1 8 年鳥取市規則第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 号中「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロ」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。